

第 3 号議案

調整力等に関する海外事例の調査委託に関する入札の落札者の決定について

(案)

調整力等に関する海外事例の調査委託について、第 16 回理事会の決議に基づき、入札を実施した。受領した入札書及び提案書並びにプレゼンテーションにより総合評価を行った結果は別紙 1 のとおりである。入札説明書の規定に基づき低入札価格調査を行った結果、別紙 2 のとおり仕様書及び提案書の内容を履行可能であると認められることから、別紙 1 の総合評価点が最も高い事業者を落札者として決定し、契約に関する協議を行うこととしたい。

以上

別紙 1：総合評価の結果について

別紙 2：低入札価格調査の結果について

(参考：今後の予定)

平成 27 年 8 月 28 日（金）（予定） 理事会承認後、委託契約の締結。

入札説明書の「評価手順書（加算方式）」に基づき、以下のとおり総合評価を実施した。

1. 一次評価

以下の基準により判定した結果、応札した 2 社とも一次評価は合格であった。

- ①「評価項目一覧」の「提案要求事項（項番 1～3）」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。
- ②「評価項目一覧」の「添付資料（項番 4）」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

2. 二次評価

一次評価を合格した 2 社について、調整力等に関する委員会中立者委員（2 名）、理事（3 名）、企画部職員（2 名）からなる審査員（計 7 名）により技術評価を行った。技術評価の概要は以下のとおり。

- ・入札締め切り後、提案書を審査員全員に配布。
- ・プレゼンテーション実施前に、技術評価方法を再確認。
- ・全員が各社プレゼンテーションに参加し、各々評価を実施。
- ・全プレゼンテーション終了後、全員の審査結果を共有し、更に 2 営業日間の再評価の機会を設けた上で、各々の点数を確定、全審査員の平均点で技術点を計算。

評価の流れは以下の通り。

日時	作業内容
7 月 28 日(火) ～15:00	入札
7 月 30 日(木) 15:00～16:00	技術評価方法の再確認（審査員全員）
7 月 30 日(木) 16:00～18:00	各社プレゼンテーション 2 社 45 分（30 分説明、15 分質疑）
7 月 30 日(木) 18:45～19:30	審査結果の共有
8 月 3 日(月) ～12:00	再評価締め切り
8 月 3 日(月)	審査員の技術評価のとりまとめ、技術点の計算
8 月 3 日(月)	開札（価格点及び総合評価点の算出）

3. 総合評価点の算出

上記「2. 二次評価」により算出した技術点、開札後に入札価格から「評価手順書（加算方式）」の式により算出した価格点、及び両者の合計である総合評価点は下表のとおり。

順位	応札会社	競争 参加 資格	技術点	価格点	総合評価点
1	A 社	*	*	*	201.3
2	B 社	*	*	*	123.1

2 社とも予定価格の範囲内であり、評価項目一覧に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていることを確認したが、**A 社**の入札価格が予定価格を大きく下回っていたため、仕様書及び提案書の内容を履行可能かどうかの調査（低入札価格調査）を実施することとした。

低入札価格調査の結果は、別紙 2 のとおり。

以 上

低入札価格調査の結果について

(1) 履行体制

本調査の従事者として、調査対象事業者の担当者と外注先の担当者を合わせて十分な人数がアサインされており、履行体制としては問題ない。

(2) 工数の妥当性（外注分含む）

費用の大部分を占める人件費及び外注費について、前提となる工数の妥当性について調査対象事業者を確認した結果は次の通り。

- ・ 過去からの知見を有していることに加え、既に調査すべき文献を概ね特定していることから、効率的に調査できる。
- ・ 仕様書記載の調査項目が明確であることから、効率的に調査できる。
- ・ 従事予定者は、当該契約期間中に他の案件にも従事するが、本調査の履行に影響を与えるレベルではない。
- ・ 本調査では、現行ルールの背景となった考え方や根拠の確認が重要であるが、多数の文献を一律に調査するのではなく、現地機関等からの受注実績を有する外注先を通じて、当該現地機関等から直接聞き取ることで効率的に調査できる。
- ・ 外注先で上記業務のために必要となる人件費に相当する費用を計上している。また、外注先との価格協議を通じて外注費の低減も図っている。

なお、人件費及び外注費以外の費用の計上についても妥当であることを確認した。

(3) 実績

政府官庁からの委託調査受託実績も多数あり、実績は申し分ない。

(4) 結論

過去からの知見の活用等により効率的な調査が実施できると提案しているものであり、当該入札価格でも仕様書及び提案書の内容の調査を履行可能であると認められる。

以上